

## ○厚生労働省令第百五十号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十七年九月二十九日

厚生労働大臣臨時代理

国務大臣 山口 俊一

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

## (健康保険法施行規則の一部改正)

## 第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一百十四条第二項中「住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により申請者に係る本人確認情報（同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報）を「申請者に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報）」に改め、同条第四項中「住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により当該申請者に係る本人確認情報」を「当該申請者に係る機構保存本人確認情報」に改める。

## 第二条 健康保険法施行規則の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「及び番号」の下に「又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）以下「番号利用法」という。第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）を加え、同条第三項中「届書」の下に「個人番号又は」を加える。

第二十四条第一項中「取得したときは」の下に「個人番号又は」を加える。

第二十八条中「提出しなければならない」の下に「当該被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者であつて、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報）をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときを除く。」を加え、「被保険者であるときは」の下に「個人番号又は」を加える。

第二十八条の二の見出しを「被保険者の住所変更の届出」に改め、同条第一項中「協会が管掌する健康保険の被保険者の」を削り、「厚生労働大臣」の下に「又は健康保険組合」を加え、「当該」を「協会が管掌する健康保険の」に改め、「被保険者であるときは」の下に「個人番号又は」を加える。

第二十九条第一項中「喪失したときは」の下に「個人番号又は」を加える。

第三十二条第一項第一号中「及び番号」の下に「又は個人番号」を加える。

第三十六条の二の見出しを「被保険者の住所変更の申出」に改め、同条中「協会が管掌する健康保険の」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者であつて、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるとき又は当該被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者であつて、健康保険組合が当該被保険者の住所に係る情報を求めないときは、この限りでない。

(予防接種法施行規則の一部改正)  
第七條 予防接種法施行規則(昭和二十三年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十一條の三十一中「第三十條の七第四項及び第六項」を「第三十條の十及び第三十條の十二に」「第三十條の五第一項」を「第三十條の六第一項」に改める。

第八條 予防接種法施行規則の一部を次のように改正する。  
第二條の七第五号を第六号とし、同條第四号の次に次の一号を加える。

五 予防接種を受けた者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二條第五項に規定する「個人番号」をいう。以下同じ)。

第十條から第十一條の五までの規定中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。  
第十一條の九第一項第一号中「及び死亡の当時有していた住所」を「死亡の当時有していた住所及び個人番号」に改め、同項第二号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第十一條の十第一項第一号中「及び死亡の当時有していた住所」を「死亡の当時有していた住所及び個人番号」に改め、同項第二号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第十一條の十一第一項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改め、同項第二号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第十一條の十二第一項第一号及び第二号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第十一條の十三第一項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第十一條の十四第一項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第十一條の十五第一項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第十一條の十六第一項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第十一條の十七第一項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第十一條の十八第一項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第十一條の十九第一項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第十一條の二十第一項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第十一條の二十一第一項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第十一條の二十二第一項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第十一條の二十三第一項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第十一條の二十四第一項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第十一條の二十五第一項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第十一條の二十六第一項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第十一條の二十七第一項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第九條 身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)の一部を次のように改正する。  
第六條第二号中「及び生年月日」を「生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二條第五項に規定する個人番号をいう)」に改める。

別表第二号を次のように改める。

別表第二号(一)に改める。

別表第二号(二)に改める。

別表第二号(三)に改める。

別表第二号(四)に改める。

別表第二号(五)に改める。

別表第二号(六)に改める。

別表第二号(七)に改める。

別表第二号(八)に改める。

別表第二号(九)に改める。

別表第二号(十)に改める。

別表第二号(十一)に改める。

別表第二号(十二)に改める。

別表第二号(十三)に改める。

別表第二号(十四)に改める。

別表第二号(十五)に改める。

別表第二号(十六)に改める。

別表第二号(十七)に改める。

別表第二号(十八)に改める。

別表第二号(十九)に改める。

別表第二号(二十)に改める。

別表第二号(二十一)に改める。

都道府県知事(市長) 殿

私身体障害者福祉法第十五條の規定により身体障害者手帳を交付願いたく関係書類を添えて申請致します。

個人番号	
15歳未満の児童	
教育※	
ふりがな	
氏名	
氏名	
個人番号	
年 月 日生	

④

(備考)

1 身体障害者のある15歳未満の児童については、手帳の交付は保護者が代わって申請することになつてゐる。この場合には、児童の氏名、生年月日及び個人番号を [ ] 欄に記入することとし、保護者の個人番号は記入する必要がないこと。

2 ※は18歳未満の児童についてはのみ記入すること。

3 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正)

第十條 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第一号中「及び生年月日」を「生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二條第五項に規定する個人番号をいう)」に改める。

第十一條 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

第二十三條に次のただし書を加える。

ただし、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九條の指定都市(以下この条において「指定都市」という。))においては、指定都市の長。第三十條において同じ)は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第三十條中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九條の指定都市(以下この条において「指定都市」という。))においては、指定都市の長」を削る。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則の一部改正)

第十二條 戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則(昭和二十七年厚生省令第十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八條の二第二項に次のただし書を加える。

ただし、国内に住所を有する先順位者が同條第一項第一号の規定により当該権利を失つたときは、この限りでない。

本籍地  
居住地  
平成 年 月 日

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の施行の日(平成二十七年十月五日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条、第八条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十七条、第十九条から第二十九条まで及び第三十一条から第三十八条までの規定 番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年一月一日)

二 第二条、第四条及び第十六条の規定 番号利用法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

三 第三条、第五条、第十一条及び第十八条の規定 平成二十九年七月一日

(身体障害者福祉法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に提出されている第九号の規定による改正前の身体障害者福祉法施行規則による身体障害者手帳交付申請書(次項において「旧様式」という。)は、同条の規定による改正後の身体障害者福祉法施行規則による身体障害者手帳交付申請書とみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に提出されている第十二条の規定による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(未帰還者留守家族等援護法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この省令の施行の際現に提出されている第十三条の規定による改正前の未帰還者留守家族等援護法施行規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の未帰還者留守家族等援護法施行規則の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(児童扶養手当法施行規則の一部改正に関する経過措置)

第五条 この省令の施行の際現に提出されている第十九条の規定による改正前の児童扶養手当法施行規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の児童扶養手当法施行規則の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(戦没者等の妻に対する特別給付金施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この省令の施行の際現に提出されている第二十条の規定による改正前の戦没者等の妻に対する特別給付金施行規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の戦没者等の妻に対する特別給付金施行規則の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(戦傷病者特別援護法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この省令の施行の際現に提出されている第二十一条の規定による改正前の戦傷病者特別援護法施行規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の戦傷病者特別援護法施行規則の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第八条 この省令の施行の際現に提出されている第二十二条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(戦没者の父母等に対する特別給付金施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第九条 この省令の施行の際現に提出されている第二十四条の規定による改正前の戦没者の父母等に対する特別給付金施行規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の戦没者の父母等に対する特別給付金施行規則の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第十条 この省令の施行の際現に提出されている第二十五条の規定による改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(雇用保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 この省令の施行の際現に提出又は交付されている第二十七条の規定による改正前の雇用保険法施行規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の雇用保険法施行規則の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 この省令の施行の際現に提出されている第二十八条の規定による改正前の障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 この省令の施行の際現に提出されている第二十九条の規定による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則による自立支度金支給申請書(次項において「旧様式」という。)は、同条の規定による改正後の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則による自立支度金支給申請書とみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。